

津久見市電子入札立会要領

(趣 旨)

1 この要領は、津久見市が行う電子入札において、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の8第1項に規定する立会に関して必要な事項を定めるものとする。

(開札における立会)

2 電子入札に参加した者（紙入札を行うことが承認された者を含む。）は、開札の立会ができるものとする。なお、立会を希望する場合には、開札予定日の前日までに契約担当者に立会を希望する旨を書面（参考様式：電子入札立会申込書。内容が足りていれば任意様式で可。）または、その他発注者が認めたものにて申し出なければならない。

(入札者が立ち会わない場合)

3 開札時に立会者となるべき者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならないものとする。この場合の当該入札事務に関係のない職員とは、通常は入札事務に関与することのない職員とする。

(立会者の確認)

4 立会者は、開札が適正に執行されたかどうかについて確認を行うものとする。

(システムへの署名)

5 立会者は、上記4の確認後に電子入札システムへ署名を行わなければならないものとする。なお、立会者が複数の場合は、発注者が指名した者（1名）が署名を行うものとする。

(随意契約の取扱い)

6 随意契約における見積書開封時の立会については、特段の定めがある場合を除き、原則として本立会要領に定める取扱いに準ずるものとする。

附 則 この要領は、平成19年1月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日をもって一部改正する

この要領は、令和6年12月1日をもって一部改正する。

(参考様式)

電子入札立会申込書

契約担当者 津久見市長 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

下記の案件について、電子入札の開札に立会を申し込みます。

記

入札案件名

開札日時 年 月 日

立会人職・氏名

【注意事項】

- ・開札当日立ち合いの際は身分証明書（社員証等）をご持参ください。また、代表者以外が立会する場合は「代表者からの委任状」等を持参してください。（※立会権限の確認が出来ない方の入室は認められません。）
- ・本書は開札予定日前日までに契約担当部署に提出してください。（※受付は開庁日のみ。）